

# 建設環境委員会資料

## 1 一般事件案

### (1) 契約の締結について

《一般県道黒沢安城浜田線（長見工区）防災安全交付金（改築）（仮称）長見トンネル工事》  
…………… P 1

### (2) 変更契約の締結について

《一級河川斐伊川水系塩冶赤川改修事業に伴う山陰本線出雲市・西出雲間赤川橋梁改築工事》  
…………… P 2

## 2 予算案

### (1) 令和2年度土木部11月補正予算案

…………… P 3

## 3 報告事項

### (1) 今後10年間の公共土木事業の実施方針について

…………… P 6（別冊1）

### (2) 落石に係る道路防災計画の改訂について

…………… P 8（別冊2）

令和2年12月8日

土木部



契約の締結について

議案その三

番号	工 事 名	位 置	工 事 の 概 要	工 期
第135号 P4	一般県道 黒沢安城浜田線 (長見工区) 防災安全交付金(改築) (仮称)長見トンネル工事	浜田市長見町地内	トンネル名：(仮称)長見トンネル 工事延長：122m (うちトンネル延長122m) 幅員：8.0m (0.75+0.50+2.75×2+0.50+0.75) 内空断面積：44.7㎡ 掘削工法：NATM(発破掘削)	島根県議会の議決があった日の翌日から起算して246日目にあたる日
	契 約 の 概 要		備 考	
	契約の方法・金額	契約の相手方等		
	一般競争入札  572,000,000円	大畑建設・堀工務店特別共同企業体 代表者 益田市大谷町36番地3 大畑建設株式会社 代表取締役社長 大畑 勉  構成員 大田市波根町665番地 株式会社堀工務店 代表取締役 堀 博彦  (R2.9.18仮契約)		

変更契約の締結について

議案その三

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第136号 P5	一級河川斐伊川水系塩冶赤川改修事業に伴う山陰本線出雲市・西出雲間赤川橋梁改築工事	出雲市天神町地内	JR橋(赤川橋梁)改築 L=17m  ボックスカルバート工 N=1基 上部工 N=1基(徳連赤川橋) 下部工 N=2基(徳連赤川橋) 仮水路工 N=1式 仮設工事桁 L=26.8m (-) 防音対策工 L=109m 電気設備移転復旧 N=1式	R3.3.31 ↓ R4.3.31 (1年間延期)
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額		契約の相手方等		
・ 契約額の変更 1,095,725,000円 ↓ 1,256,318,000円 (160,593,000円増額)		鳥取県米子市弥生町2番地 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員米子支社長 牧原 弘   (R2.10.9仮契約)		
主な理由 【地盤改良工について】 ・ボックスカルバート設置のため掘削を進めていたところ、異常出水が発生したため、ボックスカルバート底版部の地盤改良工法の見直し及び土留工立坑アンカー打設のための薬液注入を追加施工したため増額した。  【防音対策工について】 ・仮設工事桁の設置を行ったところ、近隣住民より列車通過時に騒音が発生するとの苦情を受けた。このため、騒音対策として防音壁を設置したため増額した。  【工期について】 ・地盤改良工法の見直し及び施工に不測の日数を要した。また、残工事に必要な日数について夏季軌道保守作業の制限期間を考慮し精査を行った結果、他の作業工程にも遅延が生じるため、工期延期を行う。				

## 令和2年度土木部11月補正予算案の概要

### 1. 概要

翌年度以降にわたり執行が必要な事業について、債務負担行為及び繰越明許の設定を行う。

### 2. 債務負担行為

債務負担行為の設定 3,048,000千円(追加:1,880,900千円、変更:1,167,100千円)

うち施工時期の平準化のための債務負担行為 1,728,000千円

(追加:871,500千円、変更856,500千円)

〔一般会計:追加分〕

※網がけがあるものは、施工時期の平準化のための債務負担行為

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
地域整備促進事業費	2～3	500,000	維持管理業務 500,000千円	県内一円
公共事業調査設計費	2～3	16,000	公共事業再評価委員会の資料作成 4,000千円	県内一円
			浜田港 埋立申請資料作成 12,000千円	浜田市
県単河川維持修繕費	2～3	129,000	長寿命化対策工事 44,000千円	県内一円
			ほか7件	
県単河川維持修繕費	3	8,000	高見川 物件補償 8,000千円	邑南町
安全な暮らしを守る県単河川緊急 整備事業費	2～3	208,000	五右衛門川外 河川維持管理計画の策定 52,000千円	県内一円
			ほか2件	
社会資本整備総合交付金事業費	2～4	199,500	吉田川 橋梁下部工 199,500千円	安来市
大規模特定河川事業費	2～3	84,000	湯谷川外 現場技術業務 84,000千円	出雲市外
県単海岸維持修繕費	2～3	7,500	琴ヶ浜海岸外 堆積砂の掘削等 7,500千円	大田市
県単港湾事業費	2～3	110,000	久手港 浚渫 40,000千円	大田市
			ほか3件	
県単空港事業費	2～3	76,000	出雲空港 除雪車購入 48,000千円	出雲市
			ほか1件	
空港管理事業費	2～5	417,900	県内3空港 空港消防業務 417,900千円	出雲市 益田市 隠岐の島町
特定土砂災害対策推進事業費	2～3	40,000	鳴谷川外 現場技術業務 40,000千円	津和野町外
県単街路事業費	3	20,000	揖屋馬湯線 舗装工 20,000千円	松江市
県単公園事業費	2～3	65,000	浜山公園 陸上競技場 芝改修 65,000千円	出雲市

【一般会計:変更分】

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変 更 内 容	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	2~3	1,721,000 (1,245,000)	(国)314号 湯ノ原工区 歩道工 0千円 → 40,000千円(+40,000千円)	奥出雲町
			中川外 現場技術業務 0千円 → 126,000千円(+126,000千円)	県内一円
			益田港外 現場技術業務 0千円 → 80,000千円(+80,000千円)	益田市外
			東郷地区 吹付法砕工、鉄筋挿入工 0千円 → 70,000千円(+70,000千円)	隠岐の島町
			ほか4件	
社会資本整備総合交付金事業費	3	8,459,000 (8,124,500)	管内一円 雪寒(冬期システム) 0千円 → 25,000千円	管内一円
			(一)川平停車場線 後地工区 ボックスカルパート工 85,000千円 → 100,000千円(+15,000千円)	江津市
			佐陀川 橋梁上部工 0千円 → 94,500千円(+94,500千円)	松江市
			岡田谷川2 堰堤工 0千円 → 80,000千円(+80,000千円)	江津市
			ほか7件	
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	3	170,800 (160,400)	出羽川 建物補償 0千円 → 10,400千円(+10,400千円)	邑南町
河川管理事業費	2~3	41,960 (34,460)	松江管内 水門・樋門専門点検 4,500千円 → 12,000千円(+7,500千円)	松江管内
ダム管理事業費	2~3	139,600 (117,900)	御部ダム 設備保守点検 10,000千円 → 15,000千円(+5,000千円)	浜田市
			ほか4件	
河川総合開発事業費	2~3	265,000 (170,000)	矢原川ダム 流量観測業務外 0千円 → 95,000千円(+95,000千円)	浜田市
県単河川総合開発事業費	2~3	353,000 (223,000)	山佐ダム 多重無線更新工事 0千円 → 90,000千円(+90,000千円)	安来市
			ほか1件	
特定土砂災害対策推進事業費	3	417,000 (355,000)	湯屋谷川 ボックスカルパート工、取付護岸工 0千円 → 40,000千円(+40,000千円)	出雲市
			ほか1件	
県単砂防事業費	3	60,000 (30,000)	素鷲川 流路工(石張工、底張工) 30,000千円 → 60,000千円(+30,000千円)	出雲市



## 今後 10 年間の公共土木事業の実施方針について

### 1. はじめに

島根県土木部では、県民の方々など多くの皆様に、今後 10 年間の公共土木事業の実施方針について、お知らせする目的で、道路、砂防、港湾、空港の各事業の事業方針及び数値目標を設定しました。

なお、河川事業については、7 月の江の川沿川の浸水被害を踏まえた、県全体の事業方針を検討している最中であるため、改めてお示しします。

### 2. 目標期間

令和 2 年度～令和 11 年度までの 10 年間

### 3. 各事業の進め方及び目標

#### (1) 道路事業

- ・投資規模は、過去 5 年のおおよその平均的な予算規模である約 280 億円を想定しています。
- ・令和 3 年度以降は、約 20 億円を道路建設事業から道路維持事業に移行させ、道路維持事業（老朽化対策、舗装修繕、橋梁耐震化、落石対策等）の拡充を図ります。
- ・このほか、松江北道路と新大橋の架け替えは、別途進めていきます。

#### (1) - 1) 道路建設事業

##### ①骨格幹線道路

- ・高速道路の整備効果を早期に全県に波及させるため、令和 11 年度までに整備率を 100%にします。

##### ②幹線道路及び生活関連道路（優先整備区間）

- ・令和 15 年度までに現在事業中のすべての工区の完成を目指します。

##### ③交通安全事業

- ・令和 11 年度までに、「通学路交通安全プログラム」に掲載されている小中学生の通学路の要対策区間全 46 工区と、46 工区以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策区間全 18 工区の 64 工区を完了させます。

#### (1) - 2) 道路維持事業

##### ①老朽化対策（橋梁、トンネル等）

- ・橋梁、トンネルなど県管理道路施設のうち、早期に修繕工事が必要な 317 施設の対策費用は、約 60 億円で、これらを令和 5 年度までに完成させます。
- ・橋梁は現在、事後保全型の対応ですが、令和 8 年度から予防保全型の対応へ移行し、中長期的なトータルコストの縮減を目指します。

##### ②舗装修繕

- ・道路の交通量に応じた管理基準値を定め修繕します。

##### ③橋梁耐震

- ・緊急輸送道路上にある、平成 7 年度以前の耐震基準で建設された、長さ 15m 以上かつ複数径間の橋梁 221 橋の耐震化を令和 11 年度までに完了させます。



#### ④落石対策

- ・県が管理する道路斜面について、落石に対する安定度を調査し、対策が必要な箇所（「要対策箇所」という）3,748箇所、継続して監視しながら管理していく箇所（「カルテ監視箇所」という）1,626箇所を選定しました。
- ・これらの箇所の落石対策を、令和2年12月策定の「落石に係る道路防災計画（令和2年度改訂版）」に示します。
- ・対策は、県管理道路全体の安全度を段階的に上げていく「段階施工」を実施していきます。
- ・段階施工を、第1段階と第2段階に分け、第1段階から対策を行う必要がある2,688箇所については、今後、概ね15年間で対策を完了させます。
- ・その中でも、緊急輸送道路にある783箇所を優先し、10年間を目途に完了させます。
- ・要対策箇所3,748箇所においては「毎年」、カルテ監視箇所1,626箇所においては「5年に1度」の頻度で点検を行い、斜面の状態を継続して観察、把握し、段階施工の前倒しや緊急対策など、適時・適切な対策の実施に繋がっていきます。

#### （2）砂防事業

- ・土石流対策とがけ崩れ対策は、対策が必要な3,663箇所のうち、「医療・福祉の拠点」、「避難活動の拠点」、「防災活動の拠点」、「重要インフラ・ライフライン」、「一定以上の保全対象家屋」等の949箇所を重点的に整備する保全対象とします。この中で、「医療・福祉の拠点」、「避難活動の拠点」の61箇所については、令和11年度までに対策を完了させます。
- ・地すべり対策は、現在対策中の12箇所について、令和11年度までに対策を完了させます。

#### （3）港湾事業

- ・今後10年間の港湾事業は、「浜田港」、「浜田港以外の本土の港湾」、「離島港湾」の3つに分類した港湾の整備を進めていきます。
- ・県内唯一の国際物流拠点港である浜田港は、平成29年度に改訂した港湾計画に位置づけた施設のうち、福井地区の整備を優先し、福井上屋（荷捌き倉庫）、臨港道路（福井・長浜線）など港湾機能を拡充して、より一層の利用促進を図り、県西部の産業振興に繋がっていきます。
- ・浜田港以外の本土の港湾は、特に河下港、江津港、益田港、久手港の4港を重点的に整備します。
- ・離島港湾は、離島と本土を結ぶ航路の維持や旅客機能の強化を図る整備を重点的に行っており、今後10年間はそれに加え、物流機能の強化も図ることとし、西郷港、別府港、来居港の3港を重点的に整備していきます。
- ・港湾海岸については、三隅港海岸、益田港海岸など、侵食等による背後の土地への被害を防止するための海岸の施設整備を行います。
- ・港湾及び港湾海岸の老朽化対策は、長寿命化計画に基づき、定期的な施設点検を行った上で、緊急度の高い施設から順次対策を行い、港湾及び港湾海岸の長寿命化を図ります。

#### （4）空港事業

- ・今後10年間の空港事業は、滑走路や航空灯火等の老朽化した施設の長寿命化対策や国土交通省の新たな基準に対応する、滑走路端安全区域を整備します。また、手狭になった隠岐空港ターミナルビルの拡張や機能強化、出雲空港ターミナルビルの国際定期便就航に必要な施設の整備等を進めます。

## 落石に係る道路防災計画の改訂について

### 1. 経緯・概要

- 平成28年5月4日 主要地方道浜田作木線（邑南町戸河内地内）に面した斜面からの落石による死亡事故発生。
  - 平成28年5月22日 「落石事故再発防止検討委員会」を設置し、原因究明と再発防止策を検討。
  - 平成28年8月8日 同委員会から5項目の「落石事故の再発防止に関する提言」
    - 【提言Ⅰ】落石情報の収集
    - 【提言Ⅱ】点検の実施
    - 【提言Ⅲ】対策の進め方
    - 【提言Ⅳ】人材育成と技術力向上
    - 【提言Ⅴ】教訓・知見の共有と発信
  - 平成28年9月1日 提言を踏まえ、「落石に係る道路防災計画」（以下、「H28計画」という。）を策定。
  - 「【提言Ⅱ】点検の実施」を踏まえ、令和元年度までの約4年をかけて県管理道路に面した斜面の落石に対する安定度を調査（道路防災点検（※））。
- ※県管理道路に面した落石が発生しやすい危険度の高い斜面を抽出し、実際に現地斜面の踏査を行うことで、当該斜面の安定度について、
- ・「対策が必要な箇所」⇒ 要対策箇所
  - ・「継続して監視していく箇所」⇒ カルテ監視箇所
  - ・「特に新たな対策を必要としない箇所」⇒ 対策不要箇所
- を評価する。
- 点検の結果を踏まえ、「落石に係る道路防災計画【令和2年度改訂版】」（以下、「R2改訂計画」という。）を取りまとめた。

### 2. 点検結果

表－1 道路防災点検の結果

点検結果（対H28計画比）	H28計画の想定箇所数
【点検箇所】 <u>6,040箇所（約1.3倍）</u>	【点検箇所】 <u>4,500箇所</u>
【点検結果】 要対策箇所 <u>3,748箇所（約1.5倍）</u> うち、第1段階の施工（※）を行う箇所 <u>2,688箇所（約1.7倍）</u> カルテ監視箇所 <u>1,626箇所（約1.1倍）</u> 対策不要箇所 <u>666箇所（約1.3倍）</u>	【点検結果】 要対策箇所 <u>2,500箇所</u> うち、第1段階の施工（※）を行う箇所 <u>1,600箇所</u> カルテ監視箇所 <u>1,500箇所</u> 対策不要箇所 <u>500箇所</u>

※落石頻度の高い30cm未満の石を対象とした対策。

### 3. 主な改訂内容

#### ①対策の進め方

「第1段階の施工」の対策完了までの期間を対策箇所の増加に応じて延長する。

(H28計画想定 1,600箇所 → R2改訂計画 2,688箇所。約1.7倍。)

#### ②点検の実施

要対策箇所の定期点検について、点検頻度を5年に1回から毎年にする。

表-2 主な改訂点

R2改訂計画	H28計画
<p>①対策の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路防災点検(H28~R1)で選定した第1段階の施工が必要な要対策箇所(2,688箇所)について、今後15年間を目途に対策を完了。</li> <li>このうち、緊急輸送道路(783箇所)については、10年間を目途に完了。</li> </ul> <p>②点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての要対策箇所(3,748箇所)については、毎年、定期点検を実施。</li> <li>適宜、斜面評価の見直しと必要な緊急対策を実施。</li> </ul>	<p>①対策の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路防災点検(H28~R1)で選定した第1段階の施工が必要な要対策箇所(1,600箇所)について、今後10年間を目途に対策を行う。</li> <li>このうち、優先順位の高い箇所については、5年間を目途に完了。</li> </ul> <p>②点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての要対策箇所(2,500箇所)については、5年に1度の頻度で定期点検を実施。</li> <li>適宜、斜面評価の見直しと必要な緊急対策を実施。</li> </ul>

### 4. 整備目標

第1段階の施工が必要な要対策箇所2,688箇所のうち、

緊急輸送道路783箇所の対策完了率

【R2】 18% → 【R6】 49% → 【R11】 100%

(参考)

第1段階の施工が必要な要対策箇所2,688箇所の対策完了率

【R2】 7% → 【R6】 20% → 【R11】 40% → 【R16】 100%